

令和6年9月 第3回佐々町議会定例会 会議録 （2日目）

1. 招 集 年 月 日 令和6年9月18日（水曜日） 午前10時00分

2. 場 所 佐々町役場 3階 議場

3. 開 議 令和6年9月19日（木曜日） 午前10時00分

4. 出席議員（10名）

議席番号	氏 名	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
1	平 田 康 範 君	2	川 副 剛 君	3	横 田 博 茂 君
4	永 田 勝 美 君	5	長 谷 川 忠 君	6	阿 部 豊 君
7	永 安 文 男 君	8	橋 本 義 雄 君	9	須 藤 敏 規 君
10	淡 田 邦 夫 君				

5. 欠席議員（なし）

6. 法第121条による説明のための出席者職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名	職 名	氏 名
町 長	古 庄 剛 君	副 町 長	中 村 義 治 君	教 育 長	黒 川 雅 孝 君
総 務 理 事	大 平 弘 明 君	事 業 理 事 兼 農 林 水 産 課 長	今 道 晋 次 君	総 務 課 長	落 合 健 治 君
税 財 政 課 長	藤 永 大 治 君	住 民 福 祉 課 長	松 本 典 子 君	保 険 環 境 課 長	宮 原 良 之 君
多 世 代 包 括 支 援 セ ン タ ー 長	松 尾 直 美 君	企 画 商 工 課 長	中 道 隆 介 君	庁 舎 建 設 室 長	山 本 勝 憲 君
建 設 課 長	山 村 輝 明 君	水 道 課 長	安 達 伸 男 君	会 計 管 理 者	藤 永 尊 生 君
教 育 次 長	井 手 守 道 君	農 業 委 員 会 事 務 局 長	作 永 善 則 君		

7. 職務のための出席者職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名
議 会 事 務 局 長	荒 木 洋 介 君	議 会 事 務 局 書 記	山 下 慶 君

8. 本日の会議に付した案件

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 議案第47号 佐々町鍼灸治療費の助成に関する条例の一部改正の件

日程第3 議案第48号 佐々町福祉医療費の支給に関する条例の一部改正の件

日程第4 議案第49号 佐々町国民健康保険条例の一部改正の件

日程第5 議案第50号 佐々町地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準に関する条例の一部改正の件

- 日程第6 議案第51号 佐々町し尿等前処理施設条例制定の件
- 日程第7 議案第52号 佐々町奨学資金貸付基金条例等廃止の件
- 日程第8 議案第53号 佐々町羽ばたけ若者人材育成奨学基金条例制定の件
- 日程第9 議案第54号 附属機関の設置に関する条例の一部改正の件
- 日程第10 議案第72号 工事請負変更契約締結の件（令和4年度 佐々町新庁舎建設工事）
- 日程第11 議案第55号 令和5年度 佐々町一般会計歳入歳出決算認定の件
- 日程第12 議案第56号 令和5年度 佐々町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定の件
- 日程第13 議案第57号 令和5年度 佐々町介護保険特別会計歳入歳出決算認定の件
- 日程第14 議案第58号 令和5年度 佐々町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件
- 日程第15 議案第59号 令和5年度 佐々町国民健康保険診療所特別会計歳入歳出決算認定の件
- 日程第16 議案第60号 令和5年度 佐々町水道事業会計利益の処分及び決算認定の件
- 日程第17 議案第61号 令和5年度 佐々町公共下水道事業会計利益の処分及び決算認定の件

9. 審議の経過

(10時00分 開議)

— 開議 —

議 長（淡田 邦夫 君）

おはようございます。

本日は、令和6年9月第3回佐々町議会定例会の本会議の2日目です。

本日の出席議員は全員出席です。

これから本日の会議を開きます。

— 日程第1 会議録署名議員の指名 —

議 長（淡田 邦夫 君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則の規定により、1番、平田康範君、2番、川副剛君を指名します。

これから議案の上程を行います。質疑、討論、採決の順で進めていきます。

— 日程第2 議案第47号 佐々町鍼灸治療費の助成に関する条例の一部改正の件 —

議 長（淡田 邦夫 君）

日程第2、議案第47号 佐々町鍼灸治療費の助成に関する条例の一部改正の件を議題とします。

執行の説明を求めます。

町長。

町 長（古庄 剛 君）

（議案第47号 朗読）

中身につきましては、住民福祉課長をもって説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

す。

議長（淡田 邦夫 君）
住民福祉課長。

住民福祉課長（松本 典子 君）

それでは、議案に添付しております資料を御覧ください。

佐々町鍼灸治療費の助成に関する条例の一部改正について。

改正の内容です。こちら鍼灸治療費の助成に関する条例におきまして、第5条に年齢確認のため、健康保険被保険者証などの提示を必要とする規定があります。健康保険の被保険者証は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）により、令和6年12月2日をもって廃止されます。そのため、年齢が確認できる証としての例示を、健康保険被保険者証からマイナンバーカード又は資格確認書に改正するものです。

2番目の制度の概要です。こちら佐々町の鍼灸治療費の助成とは、鍼灸治療費の一部を助成することにより、老人福祉の増進を図ることを目的とする制度となっております。

町と協定を締結した鍼灸院において行った鍼灸術の治療費として、1術500円、2術600円の助成を行っております。受給者は、年齢が満70歳以上75歳未満の者と規定されています。そのため、年齢が確認できる証明書等を提示する必要があります。

3番目、利用実績です。こちら過去4年の利用者数の延べ人数と支給金額を掲載しております。

4番目、協定の状況なんですけども、令和6年8月現在、こちら2つの整骨院と鍼灸院と協定を結んでおるところでございます。

それでは、議案のほうをお願いいたします。

佐々町鍼灸治療費の助成に関する条例の一部を改正する条例。

佐々町鍼灸治療費の助成に関する条例（昭和48年佐々町条例第30号）の一部を次のように改正する。

条項等の改正等。次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正前部分」という。）に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正前部分を当該改正後部分に改め、改正前部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正前部分を削り、改正後部分に対応する改正前部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

新旧対照表を御覧ください。第5条の施術の手続になります。

こちら改正前、「受給者が、はり、きゅうの施術を受け助成を受けようとするときは、規則で定めた、はり、きゅう師に健康保険被保険者証など年齢が確認できる証（以下「証明書等」という。）を提示しなければならない。」こちらの「健康保険被保険者証など」というところを、改正後を御覧ください。「はり、きゅう師にマイナンバーカード又は資格確認書等年齢が確認できる証（以下「証明書等」という。）を提示しなければならない。」というふうに改正するものでございます。

附則。この条例は、令和6年12月2日から施行する。

説明は以上です。よろしくをお願いいたします。

議長（淡田 邦夫 君）
これから質疑を行います。
6番。

6 番（阿部 豊 君）

すみません、単純なことなんですけど、75歳未満までと限定されている部分については、理由はこういったものがあるものかということで、高齢化ということで70歳から75歳未満ということで限定されているので、そのところ、基本的なことなんですけど確認させてください。

議 長（淡田 邦夫 君）

住民福祉課長。

住民福祉課長（松本 典子 君）

以前、この制度は、70歳以上で全ての方が対象となっておりましたが、後期高齢の医療保険ができたことで、75歳以上の方は後期高齢の医療保険のほうで見るようになっておりますので、平成20年度にこのように改正されている状況です。よろしくお願いいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）

ほかに質疑ございませんでしょうか。

（「なし。」の声あり）

質疑もないようです。質疑を終わります。

これから討論を行います。

4 番。

4 番（永田 勝美 君）

私は、マイナンバーカードと保険証を合体させたマイナ保険証を導入するという、そのこと、そのものについても反対の立場でありますけれども、重要なことは、今使っている保険証を廃止するという法律がもう既に通っているんですね。しかし、これの現状は、いわゆるマイナ保険証を使っている医療機関の使用実績がまだ10%に満たないと、これは当然、廃止については延期すべきだと。やはり選択的に使えるように今の保険証を残すべきだという立場から、この制度の仕組みを変えることについては特に異論はないわけですが、適応的にやるということについては異論ないわけですが、健康保険証廃止に反対という立場から、この条例についても時期尚早ということで反対というふうにしたいと思います。

議 長（淡田 邦夫 君）

ほかに討論ございませんでしょうか。

（「なし。」の声あり）

討論もないようです。

これから採決を行います。この採決は起立によって行います。

議案第47号 佐々町鍼灸治療費の助成に関する条例の一部改正の件は、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

起立多数です。したがって、本案は可決されました。

— 日程第3 議案第48号 佐々町福祉医療費の支給に関する条例の一部改正の件 —

議長（淡田 邦夫 君）

日程第3、議案第48号 佐々町福祉医療費の支給に関する条例の一部改正の件を議題とします。

執行の説明を求めます。

町長。

町長（古庄 剛 君）

（議案第48号 朗読）

中身につきましては、住民福祉課長をもって説明させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

議長（淡田 邦夫 君）

住民福祉課長。

住民福祉課長（松本 典子 君）

それでは、議案に添付しております資料を御覧ください。

佐々町福祉医療費の支給に関する条例の一部改正について。

まず、改正理由でございます。先ほどの提案理由にもありましたとおり、児童扶養手当法施行令及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和6年政令第259号）において、児童扶養手当の所得制限限度額の引上げ及び第3子以降の加算額が第2子の加算額と同額になったことに伴い、当該施行令の条文が削られたため、当該施行令の規定を引用している本町の福祉医療の支給に関する条例の関係条文の整理を行うものです。

2番目の改正法令及びその内容です。政令の改正内容でございますけれども、内容のほうを御覧ください。

まず、1つ目として、児童扶養手当の所得制限限度額の引上げがあっております。こちらにつきましては、例として、2人世帯、扶養児童1人の場合ということで例を載せておりますけれども、全額支給となる所得限度額が、改正前は87万円、改正後は107万円、それから一部支給となる所得限度額が改正前は230万円、改正後は246万円となっております。こちら全部及び一部支給とも、扶養児童1人増えるごとに38万円が増額されることになっております。

それから、2つ目の政令の改正内容です。2番目の第3子以降の多子加算額の増額。第3子以降の加算額が引き上げられまして、第2子の加算額と同額になります。

全額支給の方につきましては、改正前が6,450円だったものが改正後は1万750円、一部支給の方につきましては、改正前が6,440円から3,230円だったものが改正後1万740円から5,380円となります。一部支給につきましては、所得に応じて決定されることになっております。

今、申しましたこの政令の改正につきましては、令和6年11月分の手当から適用となります。資料の次のページを御覧ください。

今回の条例の改正内容となります。先ほど申しました2の②の第3子以降の多子加算額の増額によりまして、第2子と第3子以降の加算額の支給制限の係数が同数となりまして、第3子以降の係数の条項であります、児童扶養手当施行令第2条の4第5号が削除されたことに伴い

ます引用条文の整理を行うものです。

改正箇所につきましては、第5条の支給の制限というところになりますけれども、これにつきましては、議案のほうで説明させていただきます。

4番目、施行日です。令和6年11月1日。こちら政令の施行日と同日となっております。

それでは、議案のほうをお願いいたします。

佐々町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例。

佐々町福祉医療費の支給に関する条例（昭和49年佐々町条例第32号）の一部を次のように改正する。

条項等の改正等。次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正前部分」という。）に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正前部分を当該改正後部分に改め、改正前部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正前部分を削り、改正後部分に対応する改正前部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

それでは、新旧対照表を御覧ください。

第5条の支給の制限になります。改正前です。第5条第4号です。「父母のない子と同居してこれを監護し、かつ、その生計を維持する者の前年の所得が、児童扶養手当法施行令第2条の4第7項に定める額以上であるとき。」の、この「第7項」を「第6項」に改めるものです。それから、第5条の第5号です。「母子家庭の母の配偶者、父子家庭の父の配偶者又は民法第877条第1項に定める扶養義務者でその母又は父と生計を同じくするものの前年の所得が、児童扶養手当法施行令第2条の4第8項に定める額以上であるとき。」こちらを「第7項に定める額以上であるとき。」に改正するものでございます。

附則。この条例は、令和6年11月1日から施行する。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）

これから質疑を行います。

4番。

4 番（永田 勝美 君）

委員会で説明を受けた内容なんですけれども、ちょっと具体的に覚えていないので確認したいんですけれども、佐々町でこの対象となる方というのはどれぐらいおいでになるのかということが分かれば教えていただきたい。

議 長（淡田 邦夫 君）

住民福祉課長。

住民福祉課長（松本 典子 君）

児童扶養手当の受給者は168人いらっしゃいます。

それから、今回の改正の対象となっております第3子以降の多子加算額の増額分で、第3子以降がいらっしゃる方については20人というふうになっております。よろしくお願いいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）

ほかに質疑ございませんでしょうか。

（「なし。」の声あり）

質疑もないようです。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。

（「なし。」の声あり）

討論もないようです。討論を終わります。
これから採決を行います。議案第48号 佐々町福祉医療費の支給に関する条例の一部改正の件は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

— 日程第4 議案第49号 佐々町国民健康保険条例の一部改正の件 —

議 長（淡田 邦夫 君）

日程第4、議案第49号 佐々町国民健康保険条例の一部改正の件を議題とします。
執行の説明を求めます。
町長。

町 長（古庄 剛 君）

（議案第49号 朗読）

中身につきましては、保険環境課長をもって説明させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

保険環境課長。

保険環境課長（宮原 良之 君）

それでは、議案第49号について、まず、資料を基に改正の概要を説明させていただきます。
タブレットの議案データについては4ページ目を御覧ください。紙の議案書については、クリップ止めしておりますA4横置き資料を御覧ください。

資料上段1の改正の経緯については、議案書の提案理由と同様となりますので説明は割愛させていただきます。

資料中段の2、改正の概要ですが、既に御承知のとおり、令和6年12月2日からマイナンバーカードと被保険者証が一体化された、いわゆるマイナ保険証への移行によって現行の被保険者証は廃止となり発行がされなくなります。

このため、法令では国民健康保険法の被保険者証に関する規定が削除、改正されることから、本町条例においても対応する規定の改正を行うものです。

3の改正の内容としましては2点ございますが、まず、1点目が、国民健康保険法の改正によって条例で引用する条項にずれが生じますので、法改正に合わせ項番号を繰り上げるもので

す。

2 点目が、転出や他の健康保険に加入された場合に、本町の国民健康保険資格を喪失され、交付している被保険者証を返還、お返しいただくようになりますが、12月2日以降、マイナ保険証への移行によって被保険者証自体が発行されなくなりますので、この被保険者証の返還を求める規定を削除するものとなっております。

ページを1枚めくっていただきまして、資料の2ページ目をお願いいたします。

以降は、現行の保険証の廃止、マイナ保険証移行に関連した事項をまとめた参考資料となっております。

まず、1、概要ですが、令和6年12月2日以降、マイナ保険証をお持ちの方はマイナ保険証をお使いいただきますが、お持ちでない方につきましては、従来の保険証に変えて新たに資格確認書を発行し、お使いいただくようになります。

なお、今年度も7月末までに更新保険証を作成し、お送りしておりますが、この保険証は12月2日以降も保険証に記載された有効期限まで、最長で令和7年7月31日までになりますが、これをお使いいただくことができます。

次に、2の保険証の有効期限が切れたあとについてですが、まず、マイナ保険証をお持ちの方には、資格情報のお知らせとしました書面をお送りします。この資格情報のお知らせは、マイナ保険証に対応していない医療機関や、対応していても窓口での認証手続きがうまくいかない場合などに、マイナ保険証と併せて提示をしていただくことで保険診療が受けられるものとなっております。

次に、マイナ保険証をお持ちでない方についてですが、資格確認書とした書面を新たにお送りするようになります。これは従来の保険証と同様に、医療機関等の窓口で提示していただくことで保険診療が受けられるものとなっております。

次の3ページでは、今、御説明しました保険証への移行に関するスケジュールを、その次の4ページのほうでは、新たに発行することになります資格情報のお知らせと資格確認書の予定様式を載せておりますので、あともって御確認いただければと思います。

続いて、議案書を御覧ください。

議案書かがみを1枚めくっていただいて、1ページをお願いいたします。タブレットの議案データについては2ページ目を御覧ください。

佐々町国民健康保険条例の一部を改正する条例。

佐々町国民健康保険条例（昭和34年佐々町条例第5号）の一部を次のように改正する。

条項等の改正等。次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正前部分」という。）に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正前部分を当該改正後部分に改め、改正前部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正前部分を削り、改正後部分に対応する改正前部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

資料で御説明しました改正について、条例第12条になりますが、国民健康保険資格の届出や被保険者証の返還要求に応じられない場合の罰則を規定しております。

改正前の欄中、下線が引かれている第12条の2行目、国民健康保険法第9条の第9項になりますが、こちらが改正によって第5項に繰り上がっておりますので、これを第5項ということで改めるようにしております。

それから、改正前の欄中、第12条の3行目以降、下線を引いている部分が被保険者証の返還を求める規定となっておりますが、これを削除するようにしております。

1枚めくっていただいて、次のページをお願いいたします。

附則になります。1、施行期日は、改正法の施行日と同日の令和6年12月2日とし、2、経過措置では、施行日前に既に交付された被保険者証の取扱いと罰則の適用については従前の例

による旨を規定しております。

説明については以上でございます。よろしくお願いいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）

これから質疑を行います。

（「なし。」の声あり）

質疑もないようです。質疑を終わります。

これから討論を行います。

4 番。

4 番（永田 勝美 君）

この国民健康保険条例の改定もいわゆる保険証廃止に伴うものということになっておりまして、私はこの保険証廃止そのものに対して反対という立場でありますし、実際に使われている医療機関もまだ少ないと。非常に今、町民のあいだでは、保険証が廃止になるということに対して大変大きな不安が広がっているわけですね。そういった中で予定どおりにこれを進めるというのは、本当に見直すべきだというふうに私は思っております、そういう立場から反対ということにしたいと思います。

議 長（淡田 邦夫 君）

ほかに。

2 番。

2 番（川副 剛 君）

賛成討論いたします。

同僚議員御指摘のとおり、確かにマイナ保険証の使い勝手の悪さも散見されておりますが、保険証代用の資格確認書もあり、事務効率化も含めデジタル化へのステップとして、マイナ保険証に切り替えていく国の方針に準拠すべきと考え、賛成といたします。

議 長（淡田 邦夫 君）

これから採決を行います。この採決は起立によって行います。

議案第49号 佐々町国民健康保険条例の一部改正の件は、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

— 日程第5 議案第50号 佐々町地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準に関する条例の一部改正の件 —

議 長（淡田 邦夫 君）

日程第5、議案第50号 佐々町地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準に関する条例の一部改正の件を議題とします。

執行の説明を求めます。

町長。

町 長（古庄 剛 君）

（議案第50号 朗読）

中身につきましては、多世代包括支援センター長に説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

多世代包括支援センター長。

多世代包括支援センター長（松尾 直美 君）

それでは、佐々町地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準に関する条例の一部改正について、説明をさせていただきます。

内容につきましては、多世代包括支援センター資料、クリップ止めの資料、また、タブレットにつきましては5ページを御覧いただきますようお願いいたします。

1にあります改正の趣旨としまして、令和5年地方分権改革提案におきまして、地域包括支援センターにおける職員の確保が困難な市町村から職員の配置要件の見直しが提案されましたことにより、介護保険法施行規則に規定します「市町村が条例を定めるに当たって従うべき地域包括支援センターの職員に係る基準及び当該職員の員数に係る基準」が改正されましたので、その上位法であります介護保険法施行規則の改正に従いまして、当該条例を改正するものになります。

2にあります改正内容としまして、地域包括支援センターの運営状況を勘案しながら、町が変更等の決定を行うに当たり意見を聴取する機関、町の附属機関であります地域包括支援センター運営協議会に意見をお聞きしまして、必要と認めるという意見をいただいた上で、町としても常勤換算方法によることが可能となる改正ですけれども、現時点におきましては、3の現在の職員配置に示しておりますとおり、条例定数を満たしておりますので、本町におきましては、現段階で改正内容の常勤換算方法の適用は予定しないものであります。

また、委員会で御質問がありました非常勤職員等の配置の考えにつきましては、厚生労働省通知、地域包括支援センターの設置運営におきまして、センターに置くべき従事するものは常勤の職員を原則とされておりますので、あくまで職員の確保が困難な場合にこの常勤換算方法で賄うものと考えております。

これを踏まえまして、議案書に戻っていただき、1ページ目、タブレットは2ページ目をお願いいたします。

佐々町地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準に関する条例の一部を改正する条例。

佐々町地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準に関する条例（平成27年佐々町条例第1号）の一部を次のように改正する。

条項等の改正等。次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正前部分」という。）に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正前部分を当該改正後部分に改め、改正前部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正前部分を削り、改正後部分に対応する改正前部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正内容につきましては、第2条第1項につきまして、資料で説明しました内容を追加させていただいております。条文の内容は施行規則のとおりとなります。

また、議案書2ページ、タブレットは3ページ目をお願いします。

第2項にありました下線部分を第1項に追加しましたことから、第2項では削除しております内容となります。

附則。この条例は、公布の日から施行する。

説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）

これから質疑を行います。

4 番。

4 番（永田 勝美 君）

委員会での私の質問に対して一定の答えがあったんですけども、いわゆる地域包括支援センターの職員については、基本、常勤だと、常勤原則だということになっているということですのでよろしいかということですね。それが常勤換算とする場合には、審議会の意見を求めて、審議会が適当と認めれば可ということにするということによって理解していいのか。再度確認したいと思います。

議 長（淡田 邦夫 君）

多世代包括支援センター長。

多世代包括支援センター長（松尾 直美 君）

御質問の1つ目の常勤につきましては、先ほど説明したとおりとなります。厚生労働省の通知にもありまして、原則としまして、センターに置くべき包括支援事業に従事する常勤の職員の者を1人ずつということで示されております。

あと、常勤換算方法につきましては、先ほども説明に少し入れましたが、あくまでも町の附属機関でありますので、運営協議会にお諮りし、意見をお聞きした上で、決定につきましては町の決定となることとなります。

以上となります。

議 長（淡田 邦夫 君）

4 番。

4 番（永田 勝美 君）

分かりました。そういう点で今回の条例改正については、その趣旨については理解するものでございますけれども、地域包括支援センターというのは不可欠の組織でありますから、人がどうしても確保できないときに常勤換算というやり方も認められるべきかと、それについては致し方ないというふうに思うんですけども、佐々町では今そういうことではないわけですが、要するに言いたいことは、今この地域包括支援センターなどでお仕事をされるケアマネジャーとか、そういった方々というのは非常に人材不足なんですね。それは介護系職員全体が人材不足ということにもなるわけですけども、そういう意味では、町としては、やはりその人材育成についても公営の包括支援センターなので、人材確保と育成についても、ぜひ積極的な取組を進められることを意見として申し上げておきたいというふうに思います。

議長（淡田 邦夫 君）

ほかに質疑ございませんでしょうか。

（「なし。」の声あり）

質疑もないようです。質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし。」の声あり）

討論もないようです。討論を終わります。

これから採決を行います。議案第50号 佐々町地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準に関する条例の一部改正の件は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

— 日程第6 議案第51号 佐々町し尿等前処理施設条例制定の件 —

議長（淡田 邦夫 君）

日程第6、議案第51号 佐々町し尿等前処理施設条例制定の件を議題とします。

執行の説明を求めます。

町長。

町長（古庄 剛 君）

（議案第51号 朗読）

中身につきましては、水道課長をもって説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

議長（淡田 邦夫 君）

水道課長。

水道課長（安達 伸男 君）

それでは、条例の説明に入ります前に、添付しております資料を御覧いただきたいと思います。タブレットにつきましては19分の5ページを御覧ください。

まず、この説明に入ります前に、し尿等前処理施設につきましては、11月1日の供用開始に向けて、今、建設を進めているところでございます。

これまで御説明させていただいてきておりましたとおり、下水道事業として、下水道の持ち物として建設をし、管理運営を行っていくというふうに説明をしてきておりまして、その点については変わっておりませんが、令和6年4月に、ことしの4月です、広域化・共同化計画実施マニュアルというものが国から出されております。その中で、法の適用の判断というところについては、県と協議をし、各自治体で決定をなささいというふうなことがその中に記載がされております。

そこで、今回、その法的な位置づけのところを再度整理をいたしまして、このし尿等前処理施設については、下水道事業であり、下水道の持ち物ではあるんですが、地方自治法に基づく設置条例が必要というふうな判断をいたしましたので、今回、条例の制定について提案をさせていただいているところです。

それでは、資料に基づきまして、まず、法的な位置づけの整理というところの御説明をさせていただきます。

1番の交付金の位置づけですけれども、四角囲みのところに交付金交付要綱を付けておりまして、アンダーラインを引かせていただいております。資料の1ページから2ページにわたってアンダーラインを引かせていただいておりますが、2ページの一番下、このアンダーラインを整理いたしますと、「交付金としての整理」としているところでございます。

①し尿等前処理施設は、下水道交付金の対象施設であるが、下水道以外の污水处理施設であると。それから②設置、改築、維持管理は、原則として下水道担当部局が行う施設である。それから③下水道法に基づく事業計画（県知事認可）ですけれども、これに位置づける必要がある施設であるというふうな整理となります。

続きまして、資料3ページですけれども、今度は2番目、下水道法の位置づけということになります。

これも同じく四角囲みの中でアンダーラインを引かせていただいておりますが、次、4ページにいただまして、このアンダーラインを引いたところの整理といたしまして、「下水道法としての整理」ですけれども、①し尿等前処理施設に搬入されるし尿・浄化槽汚泥は、定義としては下水に当たりますけれども、施設そのものは下水道、公共下水道、終末処理場のいずれにも該当しないと、②終末処理場以外の処理施設として事業計画（県知事認可）に位置づける必要がある施設であるということになります。

そして、続きまして資料5ページですけれども、3番目としまして、廃掃法の位置づけ。廃棄物の処理及び清掃に関する法律ですけれども、こちらも四角囲みの中でアンダーラインを引かせていただいておりますが、次の6ページ、これらを整理いたしますと、「廃掃法としての整理」としましては、①事業活動によらないし尿・浄化槽汚泥は、一般廃棄物であると。②し尿等前処理施設は、下水道投入の前処理のみを行う施設であるため、し尿処理施設には当たらないと。③ごみ処理施設として一般廃棄物処理施設に該当するものの、1日当たりの処理能力が5トン未満、実際、脱水後のし渣の量は約33キロ程度であるため、県知事許可は不要な施設というふうな整理になります。ここは県に確認をした結果となっております。

これらをまとめますと、7ページになります、4番のまとめです。

①し尿等前処理施設は、廃掃法による一般廃棄物処理施設であり、下水道法による事業計画（県知事認可）に位置づける必要がある施設であると。②ただし、下水道法の定義としては、下水道、公共下水道、終末処理場のいずれにも該当しないため、下水道法に定める施設とは言えず、地方自治法第244条の2第1項の法律又はこれに基づく政令に特別の定めがある施設ではないということになります。

こちらは下水道の浄化管理センターですとか、下水道の施設であれば、市町村が設置をして運営をするというふうに法で定まっておりますので、その法に定める施設ということになりますが、このし尿等前処理施設につきましては、下水道法に定める施設ではないため、自治法での法律又はこれに基づく政令に特別な定めがある施設ではないというふうに判断をいたしております。

③また、し尿・浄化槽汚泥を搬入する業者は、町から許可を受けたうえで住民の依頼により収集・運搬をして搬入するものであるため、し尿等前処理施設は住民の利用に供する施設ということになり、公の施設に該当し、設置条例を定める必要があるというふうな最終的な判断をさせていただいたものです。

その後ろにつきましては、資料の8ページ以降は広域化・共同化の実施マニュアル、国が出したものの抜粋を添付させていただいております、そのあと、資料の10ページ以降は、条例に基づくし尿等前処理施設条例の施行規程を添付させていただいておりますので御覧いただければと思います。

それでは、議案書に戻っていただきまして、1枚めくっていただきまして、1ページを御覧ください。タブレットにつきましては19分の2ページになります。

佐々町し尿等前処理施設条例。

第1条の趣旨はここに記載のとおりです。

それから、第2条の名称及び位置についてもこちらに記載のとおりとしております。

第3条、運営等ですけれども、前処理施設の運営及び維持管理は、下水道事業管理者の権限を行う町長（以下「管理者」という。）が行うものとするということで、下水道の管理者が行うというふうに規定をしております。

第2項ですけれども、こちら、管理者は、前処理施設の運営及び維持管理上必要があると認めるときは、その業務の一部を法人その他の団体であって管理者が認める者に委託することができるというふうに規定をしております。

これにつきましては、先の産業建設文教委員会の時には入れていなかったんですけれども、委員からの御指摘を受けて追加をさせていただいたものとなります。

第4条、受入時間及び休日ということで、第1号で受入時間を平日の午前9時から午後4時まで、第2号で休日を土曜日、日曜日、それから国民の祝日と年末年始、これを休日というふうにさせていただいております。

第2項として、管理者は、前項の規定にかかわらず、施設の運営及び維持管理上支障がある場合は、臨時に受入時間等の変更を行うことができるというふうにしております。

それから、次のページにいただいていただきまして、第5条の受入区域でございます。前処理施設において処理するし尿等の受入区域は、佐々町全域とする。ただし、管理者がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでないというふうにしてありますが、このやむを得ない理由があると認めるときというのは、規程のほうで、災害等によって佐々町以外の区域の分を受け入れてあげないといけないような事態が生じたときというふうなことを規程のほうで定めさせていただいております。

それから、第6条、搬入許可になります。第1項のところは、前処理施設を利用することができる者は、佐々町廃棄物の処理及び清掃に関する条例第8条の規定に基づき、一般廃棄物の収集、運搬にかかる町長の許可を受けた者（以下、「搬入事業者」という。）に限るものとするというふうに規定をしております。

こちらは、先ほど第3条のところで、この施設の運営、維持管理は、下水道の管理者が行うんですけれども、一般廃棄物の収集運搬に係る許可というのは、保険環境課のほうで行われているものになりまして、し尿とか浄化槽汚泥のみでなく、広く一般廃棄物全般の収集運搬の許可をされております。その、佐々町長の許可を受けた業者にまずは限るというふうに規定をしております。

第2項のほうでは、さらにこの搬入事業者のうち前処理施設にし尿等の搬入を行う者は、事前に管理者の許可を受けなければならないということで、こちらは下水道の管理者の許可を受けた者でなければ、し尿等の搬入はできないというふうな規定にさせていただいております、その許可の手续等は規定のほうで定めさせていただいております。

第3項ですけれども、管理者は、前条ただし書のやむを得ない理由があると認めるときは、第1項の規定によらず搬入許可を行うことができるというのは、先ほど申しました、区域外のし尿等をどうしても受け入れなければならないような事態があったときというのは、町長のそもその許可を受けた業者じゃないところが持つてくる可能性もありますので、そういった規

定をさせていただいているというところです。

第7条につきましては、こちら記載のとおり搬入許可の取消しのことを規定させていただいております。

それから、第8条、損害賠償等についての規定もさせていただいております。

第9条、経費の負担ですけれども、前処理施設の運営及び維持管理に要する経費については、町が負担するものとするということで、前処理施設に係る経費については、一般会計の負担というふうな形で規定をさせていただいております。

第10条には、委任についての規定をさせていただいております。

附則。第1項、施行期日。この条例は令和6年11月1日から施行する。

第2項、準備行為。設備の試運転その他施設の稼働準備のために必要な行為は、この条例の施行前においても行うことができるということで、11月1日から供用開始とはなるんですけれども、その手前で、先ほど申しました搬入許可の手続きですとか、そういったことはその手前で手続きを終わらせておく必要がございますし、試運転の段階では、実際に生し尿ですとか浄化槽汚泥を搬入して負荷試験とか、そういったことも行いますので、そういった準備行為については、この条例の施行前でも行うことができるというふうな規定にさせていただいております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）

これから質疑を行います。

4 番。

4 番（永田 勝美 君）

事前に細かい説明がありましたが、ちょっと改めて素朴な疑問なんですけれども、施設の管理は、説明によると下水道担当が行うということになっているわけですね。それで、費用については、その運営経費については一般会計で賄うと。下水道会計との関わりというのはどういうふうになるのか。

それで、例えば投入するとなると、それについてはもう投入の費用というのとは取らないということになるのか。結局、一般会計と下水道会計の切り分けというのはどういうふうになるのかというのが、どういうふうに整理したらいいのか、もうちょっと説明していただけますか。

議 長（淡田 邦夫 君）

水道課長。

水道課長（安達 伸男 君）

まず、入り口といいますか、最初のところから御説明をさせていただきますと、今回、そのし尿等前処理施設を下水道事業として建設するようになった背景というものがまずございまして、もともとし尿とそれから浄化槽汚泥については、佐々町も加入しておった一部事務組合で設置してあったし尿処理施設、前処理施設ではなくて、し尿処理施設が鹿町にございましたけれども、そちらで処理をされておりました。その時代からですけれども、搬入をすることに対しての投入料といいますか、そういったところは徴収されておられません。その流れがまず1点ございます。ですので、そこの一部事務組合の施設がなくなって、今現在は佐世保市の民間事業者のほうに搬入をされているんですけれども、民間事業者のほうは投入料といいますか、搬入料といいますか、それは取られておりますが、それは一般会計が丸々負担をしているというふうな状況ですので、事業者から搬入料を取るところはまずございませんで、そこは今回のし尿等前処理施設についても同じというふうな形で、事業者から取るということはご

ざいません。

あと、会計上の処理ですけれども、それと下水道事業で今回行うようになったというところが、もともとは下水道の交付金の対象にはし尿等前処理施設はなっておりませんでした。それが平成30年度から下水道の交付金の対象になるということで、それ以前に整備をされた全国あちこちの市町では、環境省の補助金を使ってなさっていたと。これが下水道の交付金の対象になりましたので、さらに補助率というのも下水道交付金のほうが有利というところで、下水道の交付金を使って、下水道の事業として実施するという判断をして取り組んできたところでございます。

先ほど説明しましたとおり、下水道の交付金の要件としましても、下水道の事業計画に位置づけて下水道の事業としてやると、維持管理についても下水道部局がやるというところが条件になっておりますので、そのまま下水道の事業のほうで下水道の持ち物としてやっていきますし、下水道事業であることには変わりございませんので、経理としても下水道会計の中で経理をしていくことにはなります。

ただ、明確に下水道でかかった費用というのが分かるように、もう今年度、令和6年度の当初予算の段階からし尿等前処理施設費という費目を設けさせていただいて、支出のほうは分かるように区分をさせていただいて支出側の経理が分かるようにしておるところです。

歳入につきましては、起債とかの関係で交付税措置とか等々ございますけれども、それも含めて一般会計の負担ということで、一般会計からの補助金というのを下水道事業会計の収入のほうに計上をさせていただいて経理をさせていただくというふうな形にしております。

以上でございます。

議 長（淡田 邦夫 君）
4 番。

4 番（永田 勝美 君）

よく分かりました。いわゆる下水道会計で処理するんだけど、その分の費用は一般会計からということになると。したがって下水道会計の歳入に一般会計の補助金が入ると、そういうふうに考えればいいわけですね。了解しました。

議 長（淡田 邦夫 君）
ほかに質疑ございませんでしょうか。
6 番。

6 番（阿部 豊 君）

すみません、基本的なことで。ごみ処理施設としての1日当たりの処理能力が5トン未満ということで、脱水後のし渣量は33キロということでのくだりのところで、ちょっとふと疑問に思ったのが、下水道使用料として一般会計からいただくという流れになろうかと思うんですけど、一旦し尿を希釈して終末処理施設に流すわけですね。脱水後のし渣量という感じで書いてあるので、下水道使用料として一般会計からいただく料金の算定の基礎となるのは、し尿なり浄化槽汚泥を希釈して終末処理場に投入する、その量でいただくんですね。そこを再確認させてください。

議 長（淡田 邦夫 君）
水道課長。

水道課長（安達 伸男 君）

資料の6ページの③番のところに記載をしております、脱水後のし渣量33キロとありますので、ちょっと誤解を招くかと思うんですが、ここは、実際この前処理施設の建設を始めに当たりまして、まず最初に県にお尋ねをしております。一般廃棄物処理施設に当たるのか、それから、当たるとしたら県の許可が必要かという2つのお尋ねをした結果、回答が返ってきたものをそのまま記載をさせていただいておりますので、県の判断としては、脱水後のし渣量、一番最初に前処理施設に投入されて、それをそのまま希釈するのではなくて、大きめのごみといえれば分かりやすいかと思いますが、浮遊物質とか、そういったものだけを先に取り除いた後のものをし渣というふうに言いますが、その脱水をかけたあとのし渣の量が33キロなので、5トン未満であるので県知事の許可は要りませんよという回答をいただいたと。実際には、一般廃棄物処理施設に該当するかどうかというところの回答は実はいただけなかったんですが、判断の根拠がここにございましたので、であれば一般廃棄物処理施設というふうに判断して、5トン未満というところで知事の許可は要らないという回答が県から返ってきたというものをそのまま記載させていただいております。

一般会計からいただく使用料相当額というところは、実際に脱水する分、脱水後ですが、前処理施設の中で希釈をして、その希釈の水は水道水ではなくて処理水を使うんですが、処理水で希釈をしたあとに下水道の浄化管理センター、終末処理場のほうに送り込んで、下水道として処理する量は希釈後の量を処理しないといけませんので、希釈後、希釈水の水量まで含めて全体で使用料相当額をいただくという計算をするようにしております。

以上でございます。

議長（淡田 邦夫 君）

6 番。

6 番（阿部 豊 君）

分かりました。前処理施設でし渣等を除去して、そのあとのし尿と希釈した汚泥は使用料でいただくと、残ったし渣の分は、その前処理施設の廃棄物処理法の感じで33キロ未満ということで、それは一般廃棄物の県知事のあれは要りませんよと、別の分ということですね。了解しました。

それで、一般会計からは希釈した汚泥についての量を、下水道特別会計は、一般会計から使用料としていただきますよという流れということですね。分かりました。

議長（淡田 邦夫 君）

ほかに質疑ございませんでしょうか。

9 番。

9 番（須藤 敏規 君）

前処理施設ができて11月1日から供用開始ということをお聞きしましたけども、道路のほうの関係で神田の上のほうにし尿の仮置場というんですかね、それが貸し付けてあるんですが、そこら辺についてはどのように、埋め戻すのか、そこら辺のことについての協議はなさっているんでしょうか。

議長（淡田 邦夫 君）

しばらく休憩します。

（11時02分 休憩）

（11時03分 再開）

議長（淡田 邦夫 君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

水道課長。

水道課長（安達 伸男 君）

今、おっしゃいましたのは神田のほうにございます中継槽のことだと思います。これまではその中継槽も利用をなさって、中継槽に一旦貯めたものを、今現在でいえば佐世保の民間施設に、またそこからくみ上げて持っていくということをなさっておりました。

今回、し尿等前処理施設を建設するに当たりましては、その中継槽につきましては、一旦仮置きをしなくても、まっすぐ持って行っていただいて処理できるような能力を有する施設として建設をしております。

町としましては、その中継槽を利用するというのはよほどのことがないとそこはないと思っておりますが、下の土地に関しては町有地になっておりますが、中継層そのもの、構造物ですね、水槽みたいな、それについては事業者さんの持ち物というふうになっておりまして、それを今後どうなされるかというところについての踏み込んだ協議までは行っておりません。

以上でございます。

議長（淡田 邦夫 君）

9 番。

9 番（須藤 敏規 君）

担当課としてはそうでしょうが、土地の物件としてのあれはどうかかなと思ってね。貸付けが道路になつとるのか普通財産になつとるのか、どっちか分かると思います。使用料を取っているはずですから。あわせて一緒に処理をしていくべきではないかと思っておりますので、どこが担当か分かりませんが、そこら辺について供用開始までにされるのか、そのあとにされるのかお答え願いたいと思います。

議長（淡田 邦夫 君）

保険環境課長。

保険環境課長（宮原 良之 君）

神田のし尿、汚泥等の中継槽につきましては保険環境課のほうで所管しておりまして、今現在、貸付けの契約を今年度末までということで、契約をさせていただいております。水道課長のほうからも説明がございましたように、今後ということでは、中継槽の使用がされなくても、施設のほうに直接搬入できるというようなことで整理のほうをしていただいておりますので、具体的な協議は今進めている途中ではございますが、中継槽は廃止というようなことで、業者さんのほうとも今後協議のほうをさせていただきたいと考えております。

以上です。

議長（淡田 邦夫 君）

9 番。

9 番（須藤 敏規 君）

現在、進めているということですので、原状回復、構造物の撤去をしていただくように協議をお願いしたいと思います。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）

ほかに質疑ございませんでしょうか。

（「なし。」の声あり）

質疑もないようです。質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし。」の声あり）

討論もないようです。討論を終わります。

これから採決を行います。議案第51号 佐々町し尿等前処理施設条例制定の件は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

15分まで暫時休憩いたします。

しばらく休憩します。

（11時06分 休憩）

（11時15分 再開）

— 日程第7 議案第52号 佐々町奨学資金貸付基金条例等廃止の件 —

議 長（淡田 邦夫 君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第7、議案第52号 佐々町奨学資金貸付基金条例等廃止の件を議題とします。

執行の説明を求めます。

町長。

町 長（古庄 剛 君）

（議案第52号 朗読）

中身につきましては、教育次長をもって説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

教育次長。

教育次長（井手 守道 君）

それでは、議案第52号の議案のほうをお願いいたします。1ページめくってください。タブレットのほうは2ページ目になります。

こちらにつきましては、先の産業建設文教委員会で、羽ばたけ若者人材育成奨学基金条例の制定で、一括して基金廃止条例等を附則でうたっていたものですが、奨学金の貸付けと給付型は目的が違うのではという御意見等を踏まえ、廃止条例と制定条例を分けて提案させていただいております。

それでは、議案のほうをお願いいたします。

佐々町奨学資金貸付基金条例等を廃止する条例。

次に掲げる条例は、廃止する。

1、佐々町奨学資金貸付基金条例（昭和43年佐々町条例第7号）。

2、佐々町奨学資金貸付条例（昭和31年佐々町条例第5号）。

附則。この条例は、公布の日から施行する。

この条例の廃止の理由につきましては、提案理由のとおり、近年、貸付型の奨学金の利用実績がない状況であることから、基金条例と貸付条例の廃止を提案するものです。

また、今回、未償還として残っておりました奨学金の整理ができましたので、あわせて御報告いたします。

内容につきましては、昭和61年4月から平成元年3月までの貸付期間で、貸付総額32万4,000円のうち21万9,000円が未償還として残っておりました。奨学資金の貸付け全体についてもこの1件のみが未償還として残っていたものです。

この私債権につきましては、平成8年4月から本人と連帯保証人に返済の請求や面会等を行っており、その後も行っておりました。平成14年8月に本人宅へ訪問をしましたが不在で、また連帯保証人とも進展があっておりませんでした。ことし6月に訪問した際、面会をすることができた次第です。

面会時の内容としましては、昨年1年間は体調を悪くし仕事ができなかった。それから、事故を起こされておまして、事故等の借金の返済に追われ、知人にお金を借りながら返済をしている状況とのことでした。

また、時効の主張ということで、消滅時効の援用通知が本人から提出されましたので受領をしております。私債権の場合、民法の時効期間が10年ですけれど、時効期間だけでは時効が成立しないことになっておまして、本人から民法第145条2の規定の時効の援用申出がありましたので、今回、7月5日に収納対策会議に報告し、7月31日付で未償還額21万9,000円を不納欠損として処理をいたしました。

したがって、奨学資金貸付基金の残高は1,255万4,000円となり、この基金の廃止をもちまして一般会計へ繰り入れるように今回補正予算に計上をしております。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（淡田 邦夫 君）

これから質疑を行います。

（「なし。」の声あり）

質疑もないようです。質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし。」の声あり）

討論もないようです。討論を終わります。

これから採決を行います。議案第52号 佐々町奨学資金貸付基金条例等廃止の件は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

— 日程第8 議案第53号 佐々町羽ばたけ若者人材育成奨学基金条例制定の件 —

— 日程第9 議案第54号 附属機関の設置に関する条例の一部改正の件 —

議 長（淡田 邦夫 君）

日程第8、議案第53号 佐々町羽ばたけ若者人材育成奨学基金条例制定の件、日程第9、議案第54号 附属機関の設置に関する条例の一部改正の件、以上の2件については関連がありますので一括議題とすることに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、議案第53号と議案第54号の2議案は一括議題といたします。

町長が議案第53号と議案第54号の2議案のかがみ朗読と提案理由の説明後、教育次長から各議案の説明をお願いいたします。

その後、一括で質疑を行い、討論、採決に続いてはそれぞれ行います。

それでは、執行の説明を求めます。

町長。

町 長（古庄 剛 君）

（議案第53号 朗読）

（議案第54号 朗読）

2つの議案につきましては、教育次長をもって説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

教育次長。

教育次長（井手 守道 君）

それでは、議案第53号の最後に添付しております資料をお願いいたします。タブレットは4ページになります。

概要です。佐々町出身の方から、経済的に困窮している方に対しての奨学金として、羽ばたけ若者人材育成奨学金（経済支援型）に活用してほしいとの意向で1,000万円の寄附を受けました。

羽ばたけ若者人材育成奨学金の財源として、羽ばたけ若者人材育成奨学基金を新たに創設し

運用していきたいというものでございます。

その下にあります、条例の整理といたしまして書いております。

この人材育成奨学基金条例の制定です。こちら寄附者の1,000万円と、それから一般財源1,100万円の合計2,100万円を基金に積立てし、おおむね10年間の財源を確保したいと考えております。

それから、その下になります附属機関の設置に関する条例ですが、こちらは議案の第54号になりますが、選考委員会の設置をこちらでさせていただくものです。

その下の規則等のことになりますが、一番上の要綱は、羽ばたけの奨学資金の支給要綱は廃止し、奨学基金条例の施行規則のほうでこの支給に関する必要な事項を定めたいと、それから選考委員会の設置要綱を制定しようと思っております。

この施行規則において、先にあった産業建設文教委員会での御意見で、短期大学等までの要件拡大等がございましたので、このあたりは意見を踏まえ準備を進めているところでございます。

それでは、議案第53号のほうをお願いいたします。タブレットは2ページ目になります。

佐々町羽ばたけ若者人材育成奨学基金条例。

設置の目的。第1条、佐々町出身の優秀な学生に対する大学等の学校修学に係る経済的支援を行うことにより、佐々町から将来を担う有用な人材の育成に資することを目的とするため、佐々町羽ばたけ若者人材育成奨学基金（以下「基金」という。）を設置するものです。

積立てということで、第2条、基金は、寄附金その他の収入をもって積み立て、その額は、一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）で定める額とするものです。

少し飛びますが、第6条、処分のところをお願いいたします。

第6条。基金は、第1条に定める目的のための事業の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができるということでございます。

次のページをお願いいたします。

附則。この条例は、公布の日から施行するということでございます。

続きまして、議案第54号のほうをお願いいたします。タブレットは2ページ目になります。附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例です。

附属機関の設置に関する条例（昭和51年佐々町条例第6号）の一部を次のように改正する。表、様式及び別表の改正、削除又は追加。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分のうち下線が引かれた部分（以下「改正前表」という。）に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分のうち下線が引かれた部分（以下「改正後表」という。）が存在する場合には、当該改正前表を当該改正後表に改め、改正前表に対応する改正後表が存在しない場合には、当該改正前表を削り、改正後表に対応する改正前表が存在しない場合には、当該改正後表を加える。

それでは、新旧対照表の最後のページ、7ページ目をお願いいたします。最後のページです。

左側の改正後の欄の中で一番最後になります。附属機関としまして、佐々町羽ばたけ若者人材育成奨学金選考委員会、担任する事務として、羽ばたけ若者人材育成奨学金の支給を受けようとする者の選考に関する事務、こちらを追加するものです。

附則。この条例は、公布の日から施行する。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）

これから議案第53号、第54号の一括質疑を行います。

9番。

9 番（須藤 敏規 君）

基金の新しい創設ということで1,100万円という端数が出ているんですけども、どういう計画で、10年間であれば年に210万円ほどになるんですけども、何人ぐらいの貸付けを想定されておられるのか、そこら辺をお尋ねしておきます。

議 長（淡田 邦夫 君）

教育次長。

教育次長（井手 守道 君）

まず、金額についてですけど、1人30万円の7人、これを単年度で想定をしております。それで、おおむね10年で2,100万円、総人数としては70人程度ということで想定をしているところです。
以上でございます。

議 長（淡田 邦夫 君）

6 番。

6 番（阿部 豊 君）

これは返済を要しない給付型ですね。委員会の折にも確認させていただいたんですけど、羽ばたけ若者人材育成奨学金の要綱の見直しというのは新年度から考えられているのかという点を確認させてください。

議 長（淡田 邦夫 君）

教育次長。

教育次長（井手 守道 君）

支給要件となります羽ばたけ奨学金の要綱につきましては、議案の附属資料のほうを見ていただけますでしょうか。こちらの下のほうに規則等の整理ということで書かせてもらっております。

まず、従来の羽ばたけ奨学金の支給要綱のほうは廃止をさせていただいて、その下にあります奨学基金条例の施行規則において本年度中に制定をさせていただきたいというふうに思っております。

以上でございます。よろしくお願いします。

議 長（淡田 邦夫 君）

6 番。

6 番（阿部 豊 君）

すみません、見落としておりました。支給要綱を廃止し、新たな施行規則を制定するという考えであられると。その新たな制定分が見えないものですからちょっと確認させていただきたいんですけど、経済的事由とかそういった部分も、学業優秀とか、その分野も特技型とか、これまであった分とはどのように、違う分として制定していかれるのかというのを確認させていただきたい。

専門学校や短期大学とか4年生大学に限らず、そういう選択肢になられる方もおられると思いますから、そこまでの門戸を広げる考えがあらわれるのかというのを再確認させてください。

議 長（淡田 邦夫 君）
教育次長。

教育次長（井手 守道 君）

先の委員会のほうでも御意見をいただいております。今現在、4年生大学のみというふうな支給要件というふうになっておりますが、短期大学等へ要件等を広げたほうがよくないかというような意見をいただいております。そういったところを踏まえまして、今、策定中でございます。準備をしているところでございます。

以上です。よろしくお願いします。

議 長（淡田 邦夫 君）
6 番。

6 番（阿部 豊 君）

でき得れば、一番重要なのは、基金条例施行規則等の詳細な部分もあわせて提示していただければ実に分かりやすいと思いますので、今後つくっていくということであられるかと思いますが、基金の制定とあわせて施行規則がどうなるのかというのは、一番の関心事でございますので、どのように運用されるのかというのが一番気になるポイントでございますので、あわせて審議させていただければなというふうに思いました。

議 長（淡田 邦夫 君）
教育長。

教 育 長（黒川 雅孝 君）

内容の概要については次長が申したとおりでございますけれど、この前の産業建設文教委員会で多くの御意見をいただきましたので、再度、規則についてはそちらのほうにお諮りしたいなというふうに考えておるところでございます。今回は条例までということで御理解いただければ、御容赦いただければと思っております。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）
7 番。

7 番（永安 文男 君）

この奨学基金の直接的な内容のことではございませんけれども、たくさんの篤志の寄附のもとでこの基金が制定されるということでございますけれども、地元出身の方からの篤志というように、やはりその意思で将来の地元の出身者の奨学金等に利用されるということで、大変な金額ではございますけれども、これを大いに利用する、そして篤志された方に感謝をするということで、本人さん等の関係者は望まれていることではないとは思いますが、これを町民にお知らせするというふうな意思是町としてどのような考えであられるかということの一つお尋ねしておきたいと思えます。

議 長（淡田 邦夫 君）
教育次長。

教育次長（井手 守道 君）

今ありました、寄附をされた方のことにつきましては、今後、検討をさせていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）

検討するということでございます。
ほかに質疑ございませんでしょうか。
4 番。

4 番（永田 勝美 君）

先ほど来のお話の中で、おおむね毎年、羽ばたけの定員が7人ということで、現状は7人かなというふうに思っているんですけど、それで、制度そのものについては良い制度だというふうに思うんですけども、実際に要望されている方というのは大体どれぐらいいらっしゃるのか。

おおむね1学年で大体150人ぐらいおいでになって、大学に行かれる方ということになるだろうと思うんですけども、例えば短期大学等というふうに言いますと、専修学校なんかも当然入るわけですから、専修学校などを入れるとかなりの対象者というのは出てくるのではないだろうかというふうに思うので、その中から希望される方がどれぐらいいらっしゃるかということになるんだろうと思うんですけども、現在の希望者というのはそれで賄えるんだろうかということが1点と、2点目は、こうした類似の制度というのは県内の市町でほかにあるのか。もし分かればこちらのほうも教えていただきたい。

議 長（淡田 邦夫 君）

2 点。
教育次長。

教育次長（井手 守道 君）

まず、羽ばたけ人材の短期大学、専修大学の人数等については、すみません、私のほうが持ち合わせておりません。

昨年と一昨年の申請の状況を申し上げますと、令和4年で19名の申請で7名の決定です。令和5年度は14名の申請で7名の決定というような状況でございます。

議 長（淡田 邦夫 君）

ほかの自治体は。
教育長。

教 育 長（黒川 雅孝 君）

資料は手元に持っておるんですが、結構、貸与型というのは各市町でも、給付型というののうちも入れて二、三件かというふうに思っております。できますれば、後ほど資料をお渡しすることで御了解いただければと思っております。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）

4 番。

4 番（永田 勝美 君）

なかなかやっぱり制度としてはいい制度なんですけど、いわゆる審査があつて学業の成績が問われるとか様々なことがあるわけですけども、その申請数が19人、14人ということで、2倍以上の方が申請をされて、そのうち活用できるのが半分ということでは、せつかくの制度が十分にというふうにはなかなかないんじゃないだろうかというふうに思うんですけども、これは町長にお伺いしたいんですけど、今後、こうした制度については拡充していくということはお考えなのかどうか。そういったことについて伺いたいと思います。

議 長（淡田 邦夫 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）

今、羽ばたけ人材ということで、1,000万円の寄附を受けたということで羽ばたけをつくったわけでございますけど、やはり19人とたくさんの方がいらっしゃる。今はある程度の成績とか、また家庭環境とか、いろんな面で選考をされているんじゃないかとは思っていますけど、やはり重要っていいですか、そういう方がたくさんいらっしゃって、やはり家庭的な困難、それから一芸に秀でた方、その方がいろいろいらっしゃればやはり拡充をせざるを得ないのではないかと、しなければならぬのではないかとは思っていますけど、そこら辺についてはやはり皆さん方とお話をしながらやっていかなければならないと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）
9 番。

9 番（須藤 敏規 君）

8月19日に産業建設文教委員会があつて、その中で条例の案とか施行規則が出ているから、今まで質疑があつているのはどうなのかなと思って、これはもう使わないということなんですかね。施行規則が具体的に書いてあるものですから、対象者が町内の小・中学校に3年以上在籍していた者とか、高等学校に在学して奨学資金支給申請の次年度に学校教育法に規定する大学に進学する者、この2つの要件が対象者って、この資料は何なのかなと思って、今、見ていたんですよ。8月19日産業建設文教委員会。これが生きるなら、これはもうできているということになるわけじゃないかなと思って、これは何も意味がない資料だったんですかね。

議 長（淡田 邦夫 君）
教育次長。

教育次長（井手 守道 君）

その産業建設文教委員会の中で支給要件等、条件等について御意見をいただいております、この規則のそういった御意見を踏まえた変更について間に合いませんでしたので、今回、お示しすることができませんでした。申し訳ございません。

先ほどもありましたように、次の委員会のほうで御説明をさせていただいていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）
9 番。

9 番（須藤 敏規 君）

条例は条例なんですけど、この規則でどのような取扱いをしてこの条例をしたかというのはやっぱり一対でないと、これは町長部局でできる規則ではあるんですけど、どうなっていくのかなというのをやっぱり判断して議決をしなくてはいけないもんですから、あともっては通らないんじゃないかと私は思うもんですから、どの部分が変わるのかなと思って、これで使える分があればそこら辺を言っていただければなと思っていたもんですから。例えば、対象者が町内の小・中学校に3年以上在籍していた者でって書いてあれば、小学校を1年から3年して退学しても在籍してあるということになるもんですから、いいのかなかなと思って、そこがちょっと疑問で、また大学って書いてある、大学院を除くって、何で大学院を除いちゃうのかなとか、ちょっと疑問点が幾つかあったもんですから、質問すれば切りがないです。

あとは学業成績とか、それぞれして様式までちゃんとできているからね。これを使うのか使わないのか、あともってと言われたからちょっとどうなのかなと思ったもんですから。これをできたら大まかに意見をいただいたのは、どの点が変更しないといけないと考えておられるのか。

休憩してもらって結構ですよ。協議して。これを使うなら使っていいんじゃないかと私は思ったもんですから。

議 長（淡田 邦夫 君）
しばらく休憩します。

（11時46分 休憩）
（11時47分 再開）

議 長（淡田 邦夫 君）
休憩前に引き続き会議を開きます。
教育長。

教 育 長（黒川 雅孝 君）

私どものあれで御迷惑をかけておりますけれど、大きく変わるところは、先ほど次長が申しました大学等、4年生大学だけではなくて短期大学、専修学校を含むということで変えていきたいなというふうに思っているところです。

ほか御意見いただいたところについて改定した分を、もう一度、産業建設文教委員会にお諮りしたほうがいいかなというところで、こういう形になっております。また御提案したときに委員会のほうで御意見いただければなというふうに思っております。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）
9 番。

9 番（須藤 敏規 君）

運用についてはあとで、来年度からということで、とにかく基金だけ、この条例を制定したいということですね。分かりました。

議 長（淡田 邦夫 君）
ほかに質疑ございませんでしょうか。

（「なし。」の声あり）

質疑もないようです。質疑を終わります。

これから、それぞれの議案について、討論、採決を行います。

まず、議案第53号 佐々町羽ばたけ若者人材育成奨学基金条例制定の件について、討論を行います。

（「なし。」の声あり）

討論もないようです。討論を終わります。

これから採決を行います。議案第53号 佐々町羽ばたけ若者人材育成奨学基金条例制定の件は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第54号 附属機関の設置に関する条例の一部改正の件について、討論を行います。

（「なし。」の声あり）

討論もないようです。討論を終わります。

これから採決を行います。議案第54号 附属機関の設置に関する条例の一部改正の件は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

— 日程第10 議案第72号 工事請負変更契約締結の件（令和4年度 佐々町新庁舎建設工事） —

議 長（淡田 邦夫 君）

日程第10、議案第72号 工事請負変更契約締結の件（令和4年度佐々町新庁舎建設工事）を議題とします。

執行の説明を求めます。

町長。

町 長（古庄 剛 君）

（議案第72号 朗読）

中身につきましては、庁舎建設室長に説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

庁舎建設室長。

庁舎建設室長（山本 勝憲 君）

ページを開いていただいて、1ページをお願いいたします。タブレットのほうは2ページになります。

別紙。工事名、令和4年度佐々町新庁舎建設工事。

工事概要、建築工事、電気設備工事、機械設備工事、昇降機設備工事、外構工事、造成工事一式。

契約の方法、変更前、条件付一般競争入札による落札者と契約。変更後、現契約者と随意契約。

契約金額、20億2,070万円、うち消費税1億8,370万円。

契約相手人、谷川建設・大成住宅特定建設工事共同企業体、代表構成員、長崎市岡町9番1号、株式会社谷川建設 代表取締役 谷川喜一。構成員、佐々町本田原免233-3、株式会社大成住宅 代表取締役 松本浩。

工期、変更前、令和4年12月15日から令和6年10月4日。変更後、令和4年12月15日から令和6年12月27日。

提案理由といたしまして、令和4年12月14日議案第85号で可決されました本契約について、工期の変更が生じたので、請負契約の変更を行うものでございます。

タブレットの3ページ、資料としまして12月27日まで変更した場合の工程表を参考までに付けさせていただきます。

以上、よろしくお願いいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）

質疑を行います。

7番。

7 番（永安 文男 君）

動議を提出いたします。

議 長（淡田 邦夫 君）

動議の内容をお願いします。

7番。

7 番（永安 文男 君）

この案件に対しまして動議を提出いたしたところでございますけれども、現在、新庁舎建設に関する調査特別委員会で調査しながら新庁舎が建設されているところでございますけれども、この前からの特別委員会の会議報告等いろいろ見させていただいておりますけれども、ここに至って、工事遅延の原因究明まで至っていないということで、工程表とか工期の疑義が生じている状況にあるというふうに思います。

それで、安全施工とか品質確保の観点から、慎重審議の必要があるというふうに思われますので、本件について、新庁舎建設に関する調査特別委員会に付託されるということを望みたいと思います。よろしくお願いいたします。

（「私も特別委員会へ付託されることを賛成いたします。」の声あり）

議 長（淡田 邦夫 君）

ただ今、永安議員から新庁舎建設に関する調査特別委員会へ付託することの動議が提出され

ました。

この動議は1人以上の賛成がありましたので成立いたしました。

議案第72号 工事請負変更契約締結の件（令和4年度佐々町新庁舎建設工事）について、新庁舎建設に関する調査特別委員会へ付託することの動議を議題とし、採決を行います。

議案第72号 工事請負変更契約締結の件（令和4年度佐々町新庁舎建設工事）は、ただ今の動議のとおり委員会に付託することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、議案第72号 工事請負変更契約締結の件（令和4年度佐々町新庁舎建設工事）は、新庁舎建設に関する調査特別委員会へ付託することに決定いたしました。

しばらく休憩します。

（11時55分 休憩）

（13時00分 再開）

- 日程第11 議案第55号 令和5年度 佐々町一般会計歳入歳出決算認定の件 —
- 日程第12 議案第56号 令和5年度 佐々町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定の件 —
- 日程第13 議案第57号 令和5年度 佐々町介護保険特別会計歳入歳出決算認定の件 —
- 日程第14 議案第58号 令和5年度 佐々町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件 —
- 日程第15 議案第59号 令和5年度 佐々町国民健康保険診療所特別会計歳入歳出決算認定の件 —
- 日程第16 議案第60号 令和5年度 佐々町水道事業会計利益の処分及び決算認定の件 —
- 日程第17 議案第61号 令和5年度 佐々町公共下水道事業会計利益の処分及び決算認定の件 —

議長（淡田 邦夫 君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第11、議案第55号 令和5年度佐々町一般会計歳入歳出決算認定の件、日程第12、議案第56号 令和5年度佐々町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定の件、日程第13、議案第57号 令和5年度佐々町介護保険特別会計歳入歳出決算認定の件、日程第14、議案第58号 令和5年度佐々町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件、日程第15、議案第59号 令和5年度佐々町国民健康保険診療所特別会計歳入歳出決算認定の件、日程第16、議案第60号 令和5年度佐々町水道事業会計利益の処分及び決算認定の件、日程第17、議案第61号 令和5年度佐々町公共下水道事業会計利益の処分及び決算認定の件。

お諮りします。以上の7議案を一括議題とすることに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、議案第55号から議案第61号までの7議案は一括議題としたいと思います。

執行の説明を求めます。

町長から成果説明書の概要の朗読をお願いいたします。

町長。

町 長（古庄 剛 君）

それでは、令和5年度の決算に係る主要な施策の成果説明書から朗読をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

（令和5年度 決算に係る主要な施策の成果説明書 概要 朗読）

以上でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

それでは、令和5年度佐々町一般会計、特別会計決算について、会計ごとに町長がかがみの朗読を、各課長は実質収支に関する調書を朗読してください。

また、水道事業と公共下水道事業については、それぞれの報告書を朗読してください。

それでは、日程第11、議案第55号 令和5年度佐々町一般会計歳入歳出決算認定の件を議題とします。

執行の説明を求めます。

町長。

町 長（古庄 剛 君）

（議案第55号 朗読）

中身については、税財政課長をもって説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

税財政課長。

税財政課長（藤永 大治 君）

決算書1ページをお願いいたします。タブレットにつきましては4ページのところになります。

実質収支に関する調書。

一般会計。歳入総額94億7,536万8,000円、歳出総額87億7,733万6,000円、歳入歳出差引額6億9,803万2,000円、翌年度へ繰越すべき財源、（1）継続費通次繰越額3億5,638万9,000円、（2）繰越明許費繰越額2,966万2,000円、（3）事故繰越繰越額ゼロ、計3億8,605万1,000円、実質収支額3億1,198万1,000円、実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額ゼロ。

以上でございます。

議 長（淡田 邦夫 君）

執行の説明が終わりました。

お諮りします。ただ今、議題となっております議案第55号 令和5年度佐々町一般会計歳入歳出決算認定の件は、決算審査特別委員会に付託することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、議案第55号 令和5年度佐々町一般会計歳入歳出決算認定

の件は、決算審査特別委員会に付託されました。

日程第12、議案第56号 令和5年度佐々町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定の件を議題とします。

執行の説明を求めます。

町長。

町 長（古庄 剛 君）

（議案第56号 朗読）

説明につきましては、保険環境課長をもって説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

保険環境課長。

保険環境課長（宮原 良之 君）

それでは、1ページ目をお願いいたします。タブレットのデータにつきましては4ページ目になります。

実質収支に関する調書。

国民健康保険特別会計。歳入総額13億7,696万円、歳出総額13億6,075万9,000円、歳入歳出差引額1,620万1,000円、翌年度へ繰越すべき財源、継続費通次繰越額ゼロ、繰越明許費繰越額ゼロ、事故繰越繰越額ゼロ、計ゼロ、実質収支額1,620万1,000円、実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額ゼロ。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）

執行の説明が終わりました。

お諮りします。ただ今、議題となっております議案第56号 令和5年度佐々町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定の件は、決算審査特別委員会に付託することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、議案第56号 令和5年度佐々町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定の件は、決算審査特別委員会に付託されました。

次に、日程第13、議案第57号 令和5年度佐々町介護保険特別会計歳入歳出決算認定の件を議題とします。

執行の説明を求めます。

町長。

町 長（古庄 剛 君）

（議案第57号 朗読）

中身につきましては、住民福祉課長をもって説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

す。

議長（淡田 邦夫 君）
住民福祉課長。

住民福祉課長（松本 典子 君）

それでは、1ページをお願いいたします。タブレットでは4ページとなります。
実質収支に関する調書。

介護保険特別会計（保険事業勘定）。歳入総額13億1,094万8,000円、歳出総額12億7,673万4,000円、歳入歳出差引額3,421万4,000円、翌年度へ繰越すべき財源、継続費通次繰越額ゼロ、繰越明許費繰越額ゼロ、事故繰越繰越額ゼロ、計ゼロ、実質収支額3,421万4,000円、実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額ゼロ。

続いて、33ページをお願いいたします。タブレットでは42ページとなります。
実質収支に関する調書。

介護保険特別会計（サービス事業勘定）。歳入総額576万6,000円、歳出総額483万2,000円、歳入歳出差引額93万4,000円、翌年度へ繰越すべき財源、継続費通次繰越額ゼロ、繰越明許費繰越額ゼロ、事故繰越繰越額ゼロ、計ゼロ、実質収支額93万4,000円、実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額ゼロ。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（淡田 邦夫 君）

執行の説明が終わりました。

お諮りします。ただ今、議題となっております議案第57号 令和5年度佐々町介護保険特別会計歳入歳出決算認定の件は、決算審査特別委員会に付託することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、議案第57号 令和5年度佐々町介護保険特別会計歳入歳出決算認定の件は、決算審査特別委員会に付託されました。

次に、日程第14、議案第58号 令和5年度佐々町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件を議題とします。

執行の説明を求めます。
町長。

町長（古庄 剛 君）

（議案第58号 朗読）

中身につきましては、保険環境課長をもって説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

議長（淡田 邦夫 君）
保険環境課長。

保険環境課長（宮原 良之 君）

それでは、1 ページ、タブレットのほうは4 ページ目をお願いいたします。

実質収支に関する調書。

後期高齢者医療特別会計。歳入総額 1 億7,992万円、歳出総額 1 億7,891万3,000円、歳入歳出差引額100万7,000円、翌年度へ繰越すべき財源、継続費通次繰越額ゼロ、繰越明許費繰越額ゼロ、事故繰越繰越額ゼロ、計ゼロ、実質収支額100万7,000円、実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額ゼロ。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）

執行の説明が終わりました。

お諮りします。ただ今、議題となっております議案第58号 令和5年度佐々町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件は、決算審査特別委員会に付託することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、議案第58号 令和5年度佐々町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件は、決算審査特別委員会に付託されました。

次に、日程第15、議案第59号 令和5年度佐々町国民健康保険診療所特別会計歳入歳出決算認定の件を議題とします。

執行の説明を求めます。

町長。

町 長（古庄 剛 君）

（議案第59号 朗読）

中身につきましては、多世代包括支援センター長に説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

多世代包括支援センター長。

多世代包括支援センター長（松尾 直美 君）

資料は1 ページ、タブレットは4 ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書。

国民健康保険診療所特別会計。歳入総額1,328万6,000円、歳出総額1,216万1,000円、歳入歳出差引額112万5,000円、翌年度へ繰越すべき財源、継続費通次繰越額ゼロ、繰越明許費繰越額ゼロ、事故繰越繰越額ゼロ、計ゼロ、実質収支額112万5,000円、実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額ゼロ。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）

執行の説明が終わりました。

お諮りします。ただ今、議題となっております議案第59号 令和5年度佐々町国民健康保険診

療所特別会計歳入歳出決算認定の件は、決算審査特別委員会に付託することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、議案第59号 令和5年度佐々町国民健康保険診療所特別会計歳入歳出決算認定の件は、決算審査特別委員会に付託されました。

次に、日程第16、議案第60号 令和5年度佐々町水道事業会計利益の処分及び決算認定の件を議題とします。

執行の説明を求めます。

町長。

町 長（古庄 剛 君）

（議案第60号 朗読）

中身につきましては、水道課長をもって説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

水道課長。

水道課長（安達 伸男 君）

それでは、決算書14ページ、タブレットにつきましては22ページを御覧ください。

令和5年度佐々町水道事業報告書。

1、概要。（1）総括事項。

本年度末の給水人口は、1万3,850人で前年度に比べ181人の減少、給水件数は6,494件で17件の増加となりました。また、有収水量については、207万539立米で3万3,408立米減少しました。有収率は、90.0%で前年度と比較し4.5ポイント上昇しました。

建設改良事業の状況。

浄水場、配水池、ポンプ所の整備として、千本減圧井築造工事（その1）他6件の工事を行いました。また、配水管の新設・更新事業として、町道浄香谷線配水管新設工事（2工区）他10件の工事を行い、舗装復旧事業として2件の工事を実施しました。

なお、2号ろ過池G L Fコントロールユニット更新工事については、令和6年度へ繰り越しています。

財政の状況。

収益的収支（税抜）については、給水収益が3億2,839万8,452円で、前年度と比較して495万9,128円減収となりました。主な要因としては、大口使用事業所の使用水量の減と家庭用水栓等の小水量化によるものです。営業費用は2億6,778万5,993円で、前年度と比較して475万7,067円の増額となりました。内訳としては、原水及び浄水費で566万1,979円減額、配水及び給水費で8万7,671円減額、総係費で576万6,803円減額、その他営業費用で1,627万3,520円の増額となりました。その結果、令和5年度の純利益は6,198万2,731円となり、前年度と比較して1,018万4,064円の減益となりました。

資本的収支については収入として、消火栓設置・撤去負担金として132万円を受入れ、企業債2億5,240万円を借り入れました。支出においては、建設改良費3億5,243万8,660円、企業債償還金1億75万5,185円を支出しました。その結果、当年度資本的収支は1億9,947万3,845円の資

金不足が生じました。その不足額は過年度分損益勘定留保資金3,712万5,455円、当年度分損益勘定留保資金3,414万1,716円、前年度繰越利益剰余金4,616万6,795円、減債積立金5,000万円、及び当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額3,203万9,879円にて補填しました。

まとめ。

全国的には、少子・高齢化、節水機器の普及等により水需要が減少し、給水収入が減少する傾向にあります。本町においては、令和5年度の給水人口は微減となり、給水件数は微増となりました。有収水量は減少傾向となっておりますが、有収率は90.0%（対前年度4.5ポイント増）に上昇しています。これは、水資源の有効利用を図るための、計画的な漏水調査や、根本的な解決を図る老朽化した施設・配管の更新・改良などの投資的事業を進めたことにより上昇したものと考えられ、引き続き、漏水箇所の修繕、計画的な更新を行いながら、効果的・効率的・経済的な経営を実施する必要があります。

よって、今後の事業経営にあたっては、平成28年度に策定した経営戦略の見直しを行うとともに、平成29年度に策定した佐々町水道事業更新計画を元に計画的、効率的な経営に取り組んでいきます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（淡田 邦夫 君）

執行の説明が終わりました。

お諮りします。ただ今、議題となっております議案第60号 令和5年度佐々町水道事業会計利益の処分及び決算認定の件は、決算審査特別委員会に付託することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、議案第60号 令和5年度佐々町水道事業会計利益の処分及び決算認定の件は、決算審査特別委員会に付託されました。

次に、日程第17、議案第61号 令和5年度佐々町公共下水道事業会計利益の処分及び決算認定の件を議題とします。

執行の説明を求めます。

町長。

町長（古庄 剛 君）

（議案第61号 朗読）

中身につきましては、水道課長をもって説明させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

議長（淡田 邦夫 君）

水道課長。

水道課長（安達 伸男 君）

決算書14ページ、タブレットにつきましては22ページを御覧ください。

令和5年度佐々町公共下水道事業報告書。

1、概要。（1）総括事項。

業務の状況。

本年度末の水洗化人口は、1万1,399人で前年度に比べ51人の減少、水洗化戸数は5,075戸で

139戸の増加となりました。また、有収水量については、171万6,432立米となりました。水洗化率は、88.33%で前年度と比較し0.62ポイント上昇しました。

建設改良事業の状況。

主な建設改良事業は、し尿等前処理施設の供用開始に向けて、し尿等前処理施設建設工事及びし尿等前処理施設建設工事設計・施工監理業務委託を行いました。なお、し尿等前処理施設建設事業は令和5年度実施予定であった事業の一部を令和6年度へ繰り越しました。その他は、松瀬前地区污水管布設工事設計業務委託等の実施設計を3件、小浦雨水ポンプ場の耐震診断、マンホールポンプ場の通報装置の更新工事、浄化管理センターの設備の更新工事を3件、取付管の設置工事等を行いました。

財政の状況。

収益的収支（税抜）については、下水道使用料が2億6,904万2,960円で、営業収益全体では、3億5,469万760円となりました。営業費用は6億2,186万7,515円で、内訳としては、管渠費で607万2,430円、污水ポンプ場費で633万2,913円、雨水ポンプ場費で679万5,070円、処理場費で1億6,198万1,628円、総係費で2,075万1,579円、その他営業費用で4億1,993万3,895円、特別損失で168万9,000円となりました。その結果、令和5年度の純利益は1億4,749万7,031円となりました。

資本的収支については2億6,638万4,530円を受け入れ、支出においては建設改良費2億7,403万9,000円、企業債償還金3億6,387万5,546円を支出しました。その結果、当年度資本的収支は3億7,153万16円の資金不足を生じました。その不足額3億7,153万16円は、当年度分損益勘定留保資金1億9,784万4,002円、前年度繰越利益剰余金2,036万3,508円、当年度未処分利益剰余金1億1,640万9,871円、減債積立金1,200万円及び当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額2,491万2,635円にて補填しました。

なお、一般会計からの補助金としては、污水事業で2億7,141万2,000円、雨水事業で8,542万2,000円、計3億5,683万4,000円受け入れました。

まとめ。

本年度は、継続費で実施しているし尿等前処理施設の令和6年度中の供用開始を目指し、また、施設や管路の更新に伴う実施設計を行うなど、適正に事業を進めました。

引き続き、老朽化する施設に対してもストックマネジメント計画を基に年次的に改築更新を行い、持続可能で安定的な経営を図っていきたいと考えます。

なお、今後の施設及び管路の更新に向けては、財源の確保が不可欠であり、下水道への加入促進及び国県等の補助事業の積極的な活用などにより、将来に向けた安定的な経営を支える取組が必要となります。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（淡田 邦夫 君）

執行の説明が終わりました。

お諮りします。ただ今、議題となっております議案第61号 令和5年度佐々町公共下水道事業会計利益の処分及び決算認定の件は、決算審査特別委員会に付託することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、議案第61号 令和5年度佐々町公共下水道事業会計利益の処分及び決算認定の件は、決算審査特別委員会に付託されました。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。

どうもお疲れ様でした。

（13 時 42 分 散会）